

第 86 号議案

学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 26 日

品川区長 森 澤 恭 子

学校教育職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

学校教育職員の旅費に関する条例（平成 21 年品川区条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 12 条」を「第 6 条」に、「内国旅行の旅費（第 13 条―第 25 条）」を「旅費の種目および内容（第 7 条―第 18 条）」に、「第 3 章 外国旅行の旅費
第 4 章 雑則（第 34 条
（第 26 条―第 33 条） を「第 3 章 雑則（第 19 条―第 23 条）」に改める。
―第 36 条）
」

第 2 条第 1 項第 5 号中「扶養親族等」を「家族」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同条第 2 項中「何級の職務」を「職務の級」に改め、「場合」の次に「（第 12 条第 1 項に規定する場合を除く。）」を加え、「により定められた当該級の職務」を「による職務の級」に改め、同条第 3 項を削る。

第 3 条第 2 項中「規則」を「品川区教育委員会規則（以下「規則」という。）」に改め、同条第 4 項中「（その者の扶養親族等の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族等を含む。以下この条において同じ。）」および「その出発前に」を削り、「を取り消され」を「の変更（取消しを含む。

以下同じ。)を受け」に、「場合において」を「場合その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なった金額」を「なる金額または支出を要する金額で教育委員会が定めるもの」に改め、同条第5項中「交通機関の事故または」を削り、「やむを得ない」を「規則で定める」に、「の金額」を「で教育委員会が定める金額」に改める。

第4条第3項中「(取消しを含む。以下同じ。)」を削り、同条第5項中「近接地内に」を「教育委員会が定める」に改める。

第6条を削る。

第7条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、次章に定める種目および内容に基づき」を加え、同条を第6条とする。

第8条から第12条までを削る。

第2章を次のように改める。

第2章 旅費の種目および内容

(旅費の種目および内容)

第7条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費および渡航雑費とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道および軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他教育委員会が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する

費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第６号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（外国旅行の場合に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

２ 前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が３以上に区分された鉄道により職務の級が４級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第９条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和２４年法律第１８７号）第２条第２項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他教育委員会が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第５号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃

- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（外国旅行の場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合であって、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める額とする。

- (1) 内国旅行の場合であって、運賃の等級が3階級に区分された船舶により移動するとき 中級の運賃の額
- (2) 内国旅行の場合であって、運賃の等級が2階級に区分された船舶により移動するとき 下級の運賃の額
- (3) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が2以上の階級に区分された船舶により移動するとき 最上級の運賃の額
- (4) 第1号および第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に2以上に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 第1号の規定に該当するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額
 - イ 第2号の規定に該当するとき 最上級の運賃の額
- (5) 第3号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に4以上に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 職務の級が5級以上の者が移動するとき 最上級の直近下位の級の運

賃の額

イ 職務の級が4級以下の者が移動するとき 職務の級が5級以上の者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃の額

(6) 第3号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に3に区分された船舶により移動するとき 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 職務の級が5級以上の者が移動するとき 中級の運賃の額

イ 職務の級が4級以下の者が移動するとき 下級の運賃の額

(7) 第3号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に2に区分された船舶により移動するとき 下級の運賃の額

(航空賃)

第10条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他教育委員会が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号および第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

(1) 外国旅行の場合であって、長時間にわたる移動として教育委員会が定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。） 最上級の運賃の額

(2) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

（その他の交通費）

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶および航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により、移動に要する費用の算定ができない場合には、路程1キロメートルにつき37円とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに

相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項ただし書の場合において、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程により定められている宿泊費基準額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。この場合において、職員に対応する国の職員は、同令における職務の級が10級以下の者とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第13条 包括宿泊費は、移動および宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による交通費（第17条において「交通費」という。）の額および当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程により定められている宿泊手当の額とする。

(転居費)

第15条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第17条第1項各号に規

定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するとき（複数の運送業者に見積りをさせることができない特別な事情があるときを含む。）に限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行者が宅配便または自家用自動車もしくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

2 職員または家族が他から赴任に係る旅費の支給またはこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前項の規定により算定した転居費の額から当該支給または当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（着後滞在費）

第16条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費および宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第17条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号および次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、

家族１人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、
包括宿泊費、宿泊手当および着後滞在費の合計額に相当する額

- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から
１年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴
任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場
合には、前号の規定に準じて算定した額

- ２ 旅行命令権者は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情がある
場合には、前項第２号に規定する期間を延長することができる。

（渡航雑費）

第１８条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係
る費用、旅券の交付手数料および査証手数料、外貨交換手数料ならびに入出
国税その他外国旅行に必要なものとして教育委員会が定める費用の額とす
る。

第３章を削る。

第４章中第３４条を第２０条とし、同条の前に次の１条を加える。

（旅費の支給額の上限）

第１９条 鉄道賃、船賃、航空賃およびその他の交通費（第１１条第１項ただ
し書に規定する場合を除く。）（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含
む。）に係る旅費の支給額は、第８条第１項各号、第９条第１項各号、第１
０条第１項各号および第１１条第１項各号に掲げる各費用について、当該各
条および第６条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各
費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）および渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第12条、第13条、第15条、第16条、第17条第1項および第18条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第35条を第21条とし、同条の次に次の1条を加える。

（旅費の返納）

第22条 旅費の支出等を担当する者（以下「支出担当者等」という。）は、旅行者がこの条例またはこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの条例またはこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、または支払う給与または旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

- 3 前項に規定する給与の種類は、教育委員会が定める。

第36条を第23条とする。

第4章を第3章とする。

付則第2項を削り、付則第3項を付則第2項とする。

別表第1および別表第2を削る。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の学校教育職員の旅費に関する

条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

2 改正後の条例の規定は、適用日以後に出発する旅行から適用し、適用日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の学校教育職員の旅費に関する条例の規定に基づいて支給された旅費は、改正後の条例の規定による旅費の内払とみなす。

（説明）学校教育職員の旅費の種目および内容を改める必要がある。